

# 大阪港港湾計画の一部変更（素案）について【概要版】

令和8年4月

## ■ 港湾計画とは

- ▶ 港湾法第3条の3に規定される法定計画であり、一定の水域と陸域からなる港湾空間において、開発、利用及び保全を行うにあたっての指針となる基本的な計画
- ▶ 大阪港では平成31年3月に港湾計画の改訂を実施しており、以降必要に応じて一部変更、軽易な変更を実施している

## ■ 計画変更の内容

### ① 変更理由・概要

大阪港南港地区におけるフェリーターミナルの機能不足や、将来的な中長距離フェリーの大型化等の多様なニーズに対応し、新たな複合一貫輸送ターミナルの形成を図るため、南港地区及び夢洲地区においてフェリー埠頭計画を変更する。また、フェリー埠頭計画の変更に伴い、港湾施設の規模及び配置に関する計画や、土地造成及び土地利用計画等について変更する。

### ②-1 大阪南港フェリーターミナルの課題と対応

大阪南港フェリーターミナルには1日3便の内航中長距離フェリーが就航しているが、既設棧橋は老朽化が進んでいるほか、狭隘で慢性的なヤード不足が生じている。また、フェリーの将来的な大型化等が計画されており、既存施設では機能が不足している。

新たな埠頭用地の整備によりヤードを拡張するとともに、フェリーの大型化等に対応した港湾施設の確保を図る

### ②-2 夢洲における課題と対応

夢洲地区は国際コンテナ戦略港湾「阪神港」の中心的役割を担うとともに、国際観光拠点の形成をめざしており、来訪者の利便性向上や集客力強化を図るため、多様なアクセス手段の確保が求められている。

南港地区で不足するヤードを確保し、国際観光拠点への海上アクセス機能の向上及び災害時の安全性確保のため、南港地区に就航するフェリーの移転等に対応した港湾施設の確保を図る

## ■ 主な計画変更内容

**岸壁**  
既定計画：延長250m、水深7.5m(3バース)  
今回計画：延長270m、水深9.0m(2バース)  
フェリーの大型化等に対応する岸壁延長や水深を確保

**災害時においても物流機能を維持するため、大規模地震対策施設（耐震強化岸壁等）を位置づけ**

**埠頭用地**  
既定計画：7.9ha  
今回計画：14.3ha  
慢性的なヤード不足を解消し、フェリーの大型化等に対応した埠頭用地の拡張

**航路・泊地**  
泊地  
既定計画：0.5ha  
今回計画：2.0ha  
フェリーの大型化等に対応した水域施設の確保

**航路・泊地**  
今回計画：28.7ha

**災害時においても物流機能を維持するため、大規模地震対策施設（耐震強化岸壁等）を位置づけ**

**岸壁**  
今回計画：延長270m、水深7.5m  
フェリー等に対応した岸壁延長や水深を確保

**■ ターミナル拡大図**  
YF1  
埠頭用地

**航路・泊地**  
今回計画：2.2ha  
フェリー等の航行に資する水域施設の確保

**臨港交通施設**  
今回計画：14.7ha  
国際物流拠点と国際観光拠点の共存を図るよう物流動線を配置

**埠頭用地**  
今回計画：8.5ha  
フェリー等に対応した埠頭用地の確保



## ■ 今後の予定

